主 本件口頭弁論期日指定の申請を却下する。 右申請費用は申請人の負担とする。 理 由

原告は本件につき原告訴訟代理人Aにおいて、訴の取下の申立を為したのであるが、該申立は右Aが訴外Bから原告において本件につき訴取下の意思ある由を聞知して、漫然これを信用し、原告本人の真意を確めることなくしてこれを為したものであり、右は全く原告の真意に反して為されたもので要素の錯誤による当然無効の訴訟行為であるから、これにより本件訴訟が終結する謂われがないと信じ、本本の事論があるから、これにより本件訴訟が終結する。出れば、昭和二十六年十二月二十日訴の取下につく/要旨〉き授権のある原告訴訟代理人Aから被告らに選手十二月二十日訴の取下に書面による訴の取下の申立が為されたことが明かるものであるが、一件記録によれば、昭和二十定令右訴の取下に書面による訴の取下の申立が為されたことが明かるもの指決であるものであったとの意思表示自体のの錯誤に過ぎないもので、かかる縁由の錯誤によりもではないもので、かかる縁由の錯誤によりもではないもので、かかる縁由の錯誤によりもではないもので、他に右訴の取下を無効とすべ、最早は原告のといいて審理日においての事実の有無を判断するまでもなく不適法とし、申請費用につき民事訴訟法第八十九条を適用して主文のとおり決定する。

(裁判長判事 豊川博雅 判事 西田賢次郎 判事 浜辺信義)